

#### ④ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

本事業は、2025（令和7）年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、2026（令和8）年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国で実施されることとなります。

本市では、2026（令和8）年度からの本格実施を見据えて、2024（令和6）年度に試行的事業を実施しており、その実績を踏まえて、2025（令和7）年度以降のこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の量の見込みと確保方策を設定しています。

事業名	各年度の量の見込み（上段）と確保方策（下段）							
	単位	2024（令和6）	歳児	2025（令和7）	2026（令和8）	2027（令和9）	2028（令和10）	2029（令和11）
こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	人	-	0歳児	528	528	528	528	528
				528	528	528	528	528
			1歳児	315	315	315	315	315
				315	315	315	315	315
			2歳児	57	57	57	57	57
				57	57	57	57	57
考え方	<p>〈量の見込み〉 2025（令和7）年度の推定未就園児（生後6か月～2歳）に、2024（令和6）年度の試行的事業における申込割合（一番高い行政区の割合を適用）を乗じて算出したうえで、同事業における申込者の歳児割合で割り戻して算出。</p> <p>〈今後の方向性〉 利用者にそれぞれの希望に応じて本事業を利用していただくためには、利用できる施設や利用枠の選択肢が十分確保されていることが望ましいと考えられる。また、現時点においては利用実績も堅調に伸びていることから、当面は事業計画上の必要利用定員総数（量の見込み）を超える状況があっても、実施施設の認可・確認を行っていくとともに、積極的な周知広報により本事業の利用動員に努めていく。</p> <p>また、本事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、幼稚園や保育園、認定こども園における既存の満3歳以上児の受入枠を活用することにより、乳児等通園支援事業の利用から幼児教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援していく。</p>							

#### ② 障害児福祉計画に掲げる数値目標

（上段：利用者数、下段：延べ利用日数（1月当たり））

区分	単位	2025（令和7）	2026（令和8）	2027（令和9）	2028（令和10）	2029（令和11）
放課後等デイサービス	人	4,353	4,460	4,567	4,674	4,780
	人日	51,365	51,736	52,064	52,349	52,580
児童発達支援	人	2,668	2,752	2,840	2,931	3,025
	人日	16,008	16,512	17,040	17,586	18,148
障害児相談支援	人	385	450	525	613	715
障害児入所施設	人	47	47	47	47	47
保育所等訪問支援	人	60	60	60	60	60
	人日	120	120	120	120	120
居宅訪問型児童発達支援	人	25	25	25	25	25
	人日	200	200	200	200	200
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	12	20	20	20	20